

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

公立大学法人山口県立大学（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）6月5日付け令5山県大第129号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、別表1に掲げる部分の不開示は妥当である。

また、本件処分で不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分は開示するべきであるが、訴えの利益がないため当該部分については審査請求を却下するべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和5年5月15日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、

「卒業証書を作成する業者が分かる文書（保存分全て）

例：卒業証書作成にかかる契約書

卒業証書作成にかかる見積書提出関連文書

卒業証書作成の支払にかかる文書」

の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「卒業証書を作成する業者が分かる文書（保存分全て）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和5年6月5日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月7日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

5 本件処分の一部撤回

実施機関は、令和5年（2023年）9月5日付け令5山県大第277号で、本件処分のうち、「卒業証書（学位記）の見積・納品・請求業者の法人印の印影（角印）」の不開示を撤回し、開示する処分（以下「一部撤回処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分 of 取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、平成28年度から令和4年度にかけて卒業証書・学位記等印刷業務を発注する過程で、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの」に該当する情報が記録されているときは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を除き、当該情報を非開示とすることを定め、「次に掲げるもの」として、「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」の二つの情報を定めている。

条例第7条第3号イにいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」における、「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいい、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれ、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものをいうとされている。

- (ア) 生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの
- (イ) 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの
- (ウ) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるもの

また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、また、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められることとされている。

また、条例第7条第3号ただし書では、法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は本号の不開示情報に該当しないこととされている。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれるとされている。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意することとされている。

3 本件処分の妥当性について

審査会がインカメラ審理により本件公文書を実際に見分したところ、卒業証書・学位記等印刷業務を発注した事業者（以下「事業者」という。）から提出された「納品書」及び「請求書」の不開示部分に、事業者の法人代表者印（丸印）の印影の情報が、同じく事業者から提出された「お見積書」、「納品書」及び「請求書」の不開示部分に当該事業者の法人印（角印）の印影の情報が記載されていることを確認した。

以下、それぞれの印影の情報に係る不開示の妥当性について検討する。

(1) 事業者の法人代表者印（丸印）の印影

審査会がインカメラ審理により不開示箇所を実際に見分したところ、不開示箇所に事業者の法人代表者印（丸印）の印影が記載されており、実施機関の説明によれば、事業者が法務局に登録した法人代表者印（いわゆる「実印」）と同一の印影である旨を、当該事業者に対し確認済とのことである。

法務局に登録した法人代表者印については、重要な契約の締結時に使用される

など、性質上、代表権限の有無がそれにより確認されるという重要な機能を有するものであることから、その印影の情報が公になると、取引相手以外の第三者によって印鑑が偽造されることにより、事業者の正当な利益が損なわれる恐れがあると認められることから、条例第7条第3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 事業者の法人印（角印）の印影

審査会がインカメラ審理により不開示箇所を実際に見分したところ、不開示箇所に事業者の法人印（角印）の印影が記載されていたが、法人名を印字しただけの簡易な印影であること、かつ事業者のウェブサイトに掲載されていた見積書の書式例に押印されたものと同じの印影であると見受けられたことから、当該法人印（角印）の印影の情報は、開示によって事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、条例第7条第3号に該当しない。

4 訴えの利益について

実施機関が不開示とした情報のうち、事業者の法人印（角印）の印影の情報については、上記3（2）のとおり、条例第7条第3号に該当しないと考えられるが、実施機関は、上記「第2 審査請求に至る経緯 5 本件処分の一部撤回」のとおり、令和5年9月5日付けで、当該印影の情報の不開示について一部撤回処分を行っている。

この点について、審査請求人は、「撤回」とは、撤回するまでは原処分が有効であることから、原処分の日から9月4日までは、最高裁判決と異なる状況（＝違法の状態）が継続しており、言語の使い方を間違っている、この場合は、「取消」でなければならない、一部撤回処分により令和5年9月5日以降は違法状態（最高裁判所判決）と異なる状況）が解消されたが、同年6月5日から9月4日までは違法状態が存続しているため原処分の取消しを求める、などと主張している。

一般に、行政行為を行った後に、当該行政行為が違法又は不当であったことを行政庁が認識し、職権で当該行政行為の効力を失わせる行為は、「行政行為の職権取消」とされ、その効果は行政行為を行った時点に遡って生じるとされる一方で、「行政行為の撤回」とは、適法になされた行政行為をその後の情勢の変化に伴いその効力を失わせることとされ、その効果は当然に遡及しないとされている。

実施機関の一部撤回処分が、上記の「行政行為の撤回」に該当するものであれば、事業者の法人印（角印）の印影の情報は、本件処分時には条例第7条第3号に該当していたが、その後の事情の変化により一部撤回処分時には同条同号に該当しなくなったものと考えられる。この点について、実施機関は特に説明していないが、当該法人印（角印）の印影の情報が本件処分時に条例第7条第3号に該当していたとは、当該印影が法人名を印字しただけの簡易なものであることなどから想定しがたく、審査請求人の指摘は当を得ている可能性が高いと考えられる。

しかし、行政不服審査法に基づく不服申し立ての目的は、不服申立人の権利利益の救済に資する限りにおいて認められ、処分の効果が消滅する等、事情の変化により不服申

し立ての利益が失われた場合には、実体審理は不要となり却下されることになる」とされている。

よって、当該法人印（角印）の印影の情報を不開示とした実施機関の判断が、仮に本件処分の時点から誤っていたとしても、実施機関の一部撤回処分により、審査請求人は事業者の法人印（角印）の印影の情報について、既に開示を受ける権利を回復していることから、本件処分のうち、当該法人印（角印）の印影の情報の不開示に係る審査請求には、訴えの利益がない。

5 その他

審査請求人は実施機関の対応について種々述べているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別表3のとおり

別表 1

実施機関が不開示とした部分
卒業証書（学位記）の見積・納品・請求業者の法人代表者印の印影（丸印）

別表 2

実施機関が不開示とした部分
卒業証書（学位記）の見積・納品・請求業者の法人印の印影（角印）

別表 3

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年10月17日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 7月29日	事案の審議を行った。
令和6年11月18日	事案の審議を行った。
令和7年 1月24日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	第一部会部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	第一部会 部会長職務代理者

（令和7年1月24日現在）